

議案第 11 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年野田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第１４項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第８項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例第１０条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した野田市職員の退職手当に関する条例第１条に規定する職員（第２条第３項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部改正により、就業促進手当のうち就業手当が廃止されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の退職手当に関する条例 (昭和 30 年野田市条例第 2 号)

改 正 案	現 行
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第 10 条 (略)	第 10 条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
12・13 (略)	12・13 (略)
14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (削る。)	14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15～17 (略)	15～17 (略)
附 則	附 則
8 <u>令和 9 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定す</u>	8 <u>令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定す</u>

る厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

る厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。